平成２４年（フ）第３３６９号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目４番41―520号
債務者　松本英子こと　朴　　英子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３３号
大阪市平野区長吉出戸８丁目７番18号　長原第一マンション202
債務者　石井　義人
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５９号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目１番10―205号
債務者　小林　武志
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６７号
大阪府門真市小路町１番28―204号
債務者　立木　武博
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９７号
大阪市生野区生野東３丁目10番３号
債務者　野村　結花（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９９号
大阪府茨木市戸伏町11番８号
債務者　髙次　佳男
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０１号
大阪府摂津市東正雀９番９－１Ｃ号
債務者　宮岡　敬一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１２号
大阪府豊中市北緑丘１－２－５―104、住民票上の住所大阪府豊中市永楽荘１丁目１番78―102号
債務者　塩田　和子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町１番30―301号
債務者　小谷　展久
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６６号
兵庫県西宮市河原町５番27―202号
債務者　村山　　洋
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１６号
奈良市二条町１丁目２番29号
債務者　岡本　　明
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
宮崎県延岡市大貫町６丁目1837番地２
債務者　内山登世己
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３７８号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番４―508号
債務者　矢野　真吾
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７９号
兵庫県西宮市堤町２番38―106号
債務者　杉村純一郎
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９９号
北九州市八幡西区幸神３丁目11番19―301号
債務者　金子　　智
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀207番地
債務者　荒木　　修
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５１号
北九州市戸畑区椎ノ木町11番３―502号
債務者　指宿　智子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５１号
沖縄県那覇市与儀２丁目21番６号　コーポヨギＣ　Ａ－４
債務者　我如古みのり
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部